

# 加茂市建設工事中間前払金について

令和2年3月25日

加茂市総務課

令和2年4月1日以降の加茂市が発注する建設工事について中間前払金の制度を導入します。

## 1. 制度概要

中間前払金とは、請負金額500万円以上の既に前払金を受けた建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、請負金額の10分の2までの金額を追加して請求することができる制度です。

## 2. 対象となる工事

請負金額500万円以上の建設工事を対象とします。

## 3. 支払の条件

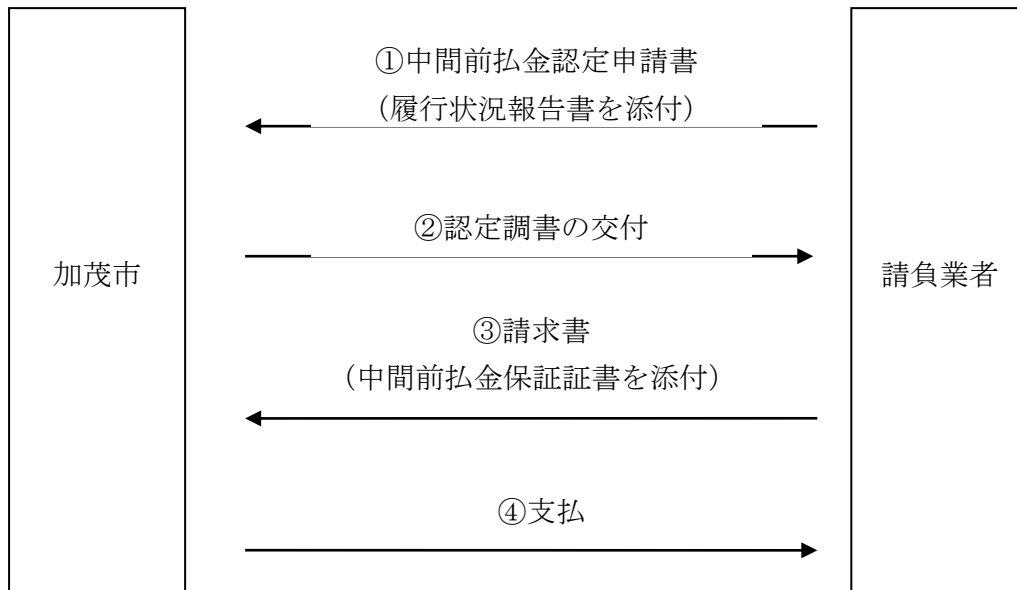
中間前払金の支払を受けるためには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 前払金の請求をし、その支払を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けていること。

## 4. 支払割合

請負金額の10分の2以内の額とします。中間前払金を支出した後の前払金の合計金額が請負金額の10分の6を超えることはできません。

## 5. 中間前払金払の手続き



### ① 中間前払金の認定申請

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、市（工事担当課）に中間前払金認定申請書を提出してください。

提出書類

- ・ 中間前払金認定申請書（指定様式）
- ・ 履行状況報告書（指定様式）

### ② 認定の通知

市（工事担当課）は、請負者から中間前払金の請求があったときは、履行状況報告書等により中間前払金の支払要件を満たしているか認定を行い、認定調書を請負者へ交付します。

### ③ 請求（保証証書添付）

請負者は請求書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて、市（工事担当課）に提出してください。